

Weekly Report

第428号
平成29年10月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

退職金に係る税務上の取扱い

退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであるため、退職所得控除や他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

◆勤続年数に応じた退職所得控除額

退職金の支払いを受けた場合、所得税の課税対象となる退職所得は【(退職金－退職所得控除額) × 1/2】で算出します(特定役員に対する退職金については異なる)。これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた金額が所得税額(基準所得税額)となります。

この退職所得控除額は、勤続年数(1年未満の端数がある場合は1年)に応じて計算され、
* 勤続年数20年以下は【40万円 × 勤続年数】、
* 勤続年数20年超は【800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)】となります。なお、
障害者となったことに直接起因して退職した場合は、100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

□退職金を相続人が受け取った場合は

小規模企業共済による共済金(準共済金)や、

中小企業退職金共済によって支払われる退職金を一括で受け取った場合も退職所得扱いとなり、退職所得控除額を差し引いた額の1/2が課税対象となります。この場合、退職所得控除額の勤続年数は、契約期間(掛金が納付された期間)となります。

なお、被相続人が亡くなったことで、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が相続人などに支払われた場合、その退職金は相続税の課税対象となり、【500万円 × 法定相続人の数】を超えた部分が課税対象となります。

事業者間取引はクーリングオフできる？

商品やサービスの契約をした場合、通常は一方的に契約を解除することはできませんが、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引による契約については、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができるクーリングオフ制度があります。

しかし、同制度は一般消費者と事業者との契約が対象であり、事業者間取引に関しては原則、適用されません。

そのため、事業者が営業用もしくは営業として契約した場合は、簡単に契約解除することはできませんので、少しでも不審に思ったり、契約内容に疑問がある場合は、その場で契約せずに情報収集などを行い慎重に判断することが大切です。

最低賃金引上げを支援する業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

同制度は、事業場内最低賃金が1000円未満の中小企業等が対象(引上げる賃金額により支給対象者が異なる)となり、5つの申請コースごとに定められた賃金引上げ額(30~120円)に応じて、助成の上限額(50~200万円)などが決められています。